

令和 6 年度高等学校入試における個人報告書等の誤記載について

堺市立中学校 1 校において、私立高等学校に提出した生徒 2 人の個人報告書（※）について、評定に誤記載がありました。また、他の中学校 1 校において、生徒 1 人の個人報告書について、活動行動の記録に誤記載がありました。加えて、他の中学校 2 校において、公立高等学校等に提出した生徒 4 人の調査書（※）について、学校証明欄の日付に誤記載がありました。私立高等学校へは学力検査後、公立高等学校等へは学力検査前に差し替え等を行い、いずれの生徒についても合否等への影響はありませんでした。

再発防止に取り組んできたにも関わらず、再び誤記載を発生させてしまったことについて生徒、保護者、関係の皆様にご心より深くお詫び申し上げます。堺市教育委員会事務局では今回の事態を重く受け止め、事務処理方法やマニュアルを見直し、組織全体で再発防止に取り組めます。

（※）個人報告書・調査書

高等学校入学者選抜等の際、それぞれ出願先の私立高等学校（個人報告書）や公立高等学校等（調査書）に提出する、各生徒の中学校での成績や活動を記した書類

1 誤記載の内容

①個人報告書における評定の誤記載（中学校 1 校 生徒 2 名）

<事案の内容>

○大阪私立高等学校入試における個人報告書において、評定に誤記載があった。

<事案の経緯・対応>

○令和 5 年 12 月、私立高等学校に提出する個人報告書を作成する際、マニュアルでは校務支援システム「子どもサポートシステム（以下、「子サポ）」」に入力されているデータを利用することとしているが、担当教員は管理職等に相談することなく、独自の判断で作成したエクセルデータを子サポにインポートし、個人報告書を作成した。

○同エクセルデータは、入力誤りによりインポートの時点で生徒 2 人の 1 年生時の評定が入れ替わっていた。このため、誤った内容の個人報告書が出力された。校内点検においても誤りに気付くことなく令和 6 年 1 月 24 日（水）に同報告書を私立高等学校 2 校へ郵送した。

○合格発表後、令和 6 年 2 月 15 日（木）に公立高等学校等入学者選抜に向けた調査書の点検の過程で、生徒 1 人の調査書と根拠資料の評定に齟齬があることがわかった。詳しく調査を行ったところ、生徒 2 人の 2 科目の評定が逆になっているという誤りが判明した。

○令和 6 年 2 月 17 日（土）、当該私立高等学校 2 校に個人報告書の差し替えを依頼した。各私立高等学校において差し替え後の個人報告書で再度合否判定等を行った結果、合否等への影響はなかった。

○令和 6 年 2 月 20 日（火）、教職員が当該生徒とその保護者に謝罪及び説明を行った。

<原因>

○個人報告書を作成する際、担当教員はエクセルシートを作成し子サポにデータを読み込ませることで個人報告書を作成するものと思い込んでおり、定められたマニュアルどおり作業せず誤ったデータを使用したため。

②個人報告書における活動記録の誤記載（中学校 1 校 生徒 1 名）

<事案の内容>

○大阪私立高等学校入試における個人報告書において、「活動/行動の記録」に誤記載があった。

<事案の経緯・対応>

○私立高等学校の合格発表後、令和 6 年 2 月 29 日（木）の当該中学校における公立高等学校入学者選抜に向けた調査書の点検を実施する過程で誤りが判明した。

○「活動/行動の記録」内にて、「優秀選手」を「最優秀選手」と記載していた。なお、校内点検や市教委の実地点検においても間違いを発見することができなかった。

○令和 6 年 3 月 4 日（月）に個人報告書の差し替えを依頼した。私立高等学校において再度合否判定等を行った結果、合否等への影響はなかった。

<原因>

○校内での点検で何人もが確認したから決して間違いはないだろうという認識だったため、発見することができなかった。

③調査書における学校証明欄の日付の誤記載（中学校 2 校 生徒 4 名）

<事案の内容>

○公立高等学校等入学者選抜における調査書において、学校証明欄の日付に誤記載があった。

<事案の経緯・対応>

○令和 6 年 2 月 14 日（水）に調査書を提出した高等学校等 1 校から日付に誤りがあると中学校 2 校に連絡があった。「令和 5 年 12 月 31 日」と記載すべきところ、作成した日を記載していた。

○当該中学校で点検したところ、他校 2 校に提出した調査書にも同様の誤りがあると判明した。

○令和 6 年 2 月 14 日（水）～19 日（月）に調査書の差し替えを依頼した。学力検査前に差し替えを行い、受理された。なお、合否等への影響はなかった。

<原因>

○要項に基づき調査書の作成をすべきところ、徹底できなかったため。

2 再発防止策

○今回の事案を受け、当該事務の精度を高め、より実効性があるものとするために、再発防止策を見直します。

○個人報告書及び調査書が生徒の将来を決定する重要な書類であり、組織全体で取り組む必要があることを全教職員に再度周知、徹底します。

○私立高等学校の個人報告書の誤記載防止に向けて、不必要な操作ができない仕組みを構築します。

○公立高等学校の調査書の誤記載防止に向けて、データ移行ツールを導入します。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：教育委員会事務局 学校教育部 教育課程課 電 話：072-340-2300 ファックス：072-228-7421
----------------------------	--